

平成 13 年度植物防疫事業の進め方について

農林水産省生産局植物防疫課

生産資材課農業対策室

I 新基本法における植物防疫

平成 11 年に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」(新基本法)の理念を具体化し、農政の今後の基本方針となる「食料・農業・農村基本計画」が昨年 3 月に閣議決定された。これを受け、農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画プログラム」を省議決定し、基本計画の目標を達成するため今後 5 年間に行うべき具体的施策について明確化したところである。

このような農政改革の流れの中で、植物防疫の分野においても、新基本法に定められた理念、施策の基本方向を具体化し、着実に実施に移す関係者の不断の努力が求められている。

II 環境に配慮した病害虫防除の推進

病害虫防除については、新基本法の中で、「農業の自然循環機能の維持増進を図る」ことが一つの大きな命題とされていることを踏まえ、水資源や大気等の生活環境へ一層配慮した、環境への負荷が極力少ない防除を推進すべく、発生予察とこれに基づく総合的病害虫管理の一層の推進等必要な取り組みを進めることが必要である。

病害虫防除の本来の目的である、農業生産の安定を図りつつ、このような新たな取り組みを実施していくためには、技術的な面での改善を着実にやることはもちろん、国、都道府県、農業者等関係者が一体となって目標に向かって一歩一歩近づいていくことが肝要である。

昨年は、斑点米カメムシ類が過去最大の発生量となる等、病害虫の発生動向に変化が見られたところであるが、国としても、このような病害虫の発生動向の変化に応じ、適切な対処を行っていき、努力を続けていくこととしている。

病害虫防除所の活動についても、これまで以上に地域と密着した取り組みが必要となっており、現在とりまとめを行っている病害虫防除所の運営に関する担当者間での議論を踏まえ、着実な取り組みを進めていくことが期待されている。

1 総合的病害虫管理の推進

病害虫防除にあたっては、高精度かつ効果的な発生予

察、要防除水準の考え方や生物農薬等の導入により効率的で環境にやさしい技術の開発・普及を図ることが必要である。これらの技術を組み合わせつつ、病害虫の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病害虫の発生密度を経済的な許容水準以下に管理することにより、農薬の使用を必要最小限に抑える、総合的な病害虫管理(IPM)を推進することが重要である。さらに、地域での新たな発生や、薬剤抵抗性の獲得等で従来とは異なる発生様態を示す特異的な病害虫については、地域に適した有効な防除技術がないため、都道府県の指導のもとに、特異的病害虫について、地域に適した防除技術への改良、新たな技術を組み込んだ総合的病害虫管理体系のモデル地区での実証、各関係機関(農協、市町村、都道府県等)の連携による総合的病害虫管理実施体制の整備を一体的に推進し、産地等地域レベルでの総合的病害虫管理体系の確立を推進することが急務である。

2 より重点化した高精度・効率的な発生予察

病害虫防除を的確に実施するため、国が指定する 43 種類の病害虫に加え、各都道府県で問題となっている 1,000 種類を超える病害虫について発生状況を調査し、広域な発生動向に関する情報を作成・提供してきた。

このようななか、近年の環境に対する社会的関心の高まりから、さらに農業による環境への負荷を最低限とするよう、総合的な病害虫管理技術の現場への導入が図られつつあり、このような状況に対応するため病害虫防除所が実施する発生予察の内容も各地域ごとに見直していく必要が生じている。

このため、近年の発生状況の変化に伴い、対象とする病害虫を重点化しより効果的に実施するとともに、地域の病害虫発生状況の把握が進むよう、モニタリング技術の確立、その技術を活用した調査結果の迅速な収集を病害虫防除所が実施し、より効率的かつ高精度な発生予察の実施に資することが重要である。

また、カメムシ類の多発を踏まえ、農耕地周辺の発生源に対しても的確に防除を実施する必要がある、これら発生状況の的確な予察に加えより環境と調和した形でまん延防止が期待できるフェロモン剤等を導入した機動的な防除技術の確立等を一体的に実施することが必要である。

3 臭化メチル対策

土壌処理用の臭化メチルの削減については、2005年に全廃するというモントリオール議定書に基づく削減プログラムを前倒しする形で、現在まで積極的に取り組んできたところである。

本年(2001年)には対基準年(1991年)50%レベルまでの削減を達成しなければならないことから、各地域の臭化メチル使用実態を的確に把握し、そこで必要となる代替薬剤の追加登録や、太陽熱消毒、蒸気消毒等の代替技術を総合的に組み合わせた防除対策を確立・普及する必要がある。さらに、2005年の全廃を目指して、現在臭化メチル以外に農薬登録のないスイカ、キュウリ等の土壌伝染性ウイルス病について対策を進めることが急務となっている。

このような状況に的確に対応するため、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者が、直面する問題にかかわる問題意識を共有するとともに、緊密な連携を図りつつ、代替技術の導入等、各般の対策の的確な実施を推進するための体制として、昨年、「臭化メチル削減対策会議」を発足させたところであり、今後は、同会議での議論を踏まえ、より一層重点的な施策を推進していくことが重要である。

III 鳥獣害対策の推進

鳥獣害については、中山間地域において従来より大きな問題であったところであるが、近年平野部においても顕在化しつつあり、有効な対策の実施に苦慮している地域が見られる。

このため、地域の専門家育成を目指して都道府県の担当者等を対象に鳥獣害防止対策研修を実施するとともに、地域における先進的被害防止技術の管理指導、駆除活動の取組体制の整備を行う等、今後とも、被害状況の正確な把握と的確な対策の実施に、国、地方公共団体、農業者等の関係者が力を合わせて取り組んで行くことが肝要である。

また、平成11年の鳥獣保護法の改正により、鳥獣の個体数管理、生息環境管理、被害防止対策を総合的に行うことが盛り込まれたところであり、これを受けて今後都道府県により、特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という)が策定されることとなる。鳥獣被害の抑制のためには、特定計画の対象となる主な鳥獣等の種類ごとに、特定計画の策定予定地域、その周辺地域等を重点にモデル地域を設定したうえで、被害状況の特徴を把握し、被害測定法の技術マニュアルの策定を図り、特定計画や有効な被害対策の実行に的確に反映させていくこと

が重要である。

さらには、鳥獣害防止に向けた鳥獣の生態や被害回避等の知識について、広域的に都市住民や観光客を含めた県民全般を対象に、被害防止対策研修会を開催する等により啓発することも重要である。

IV 植物検疫の円滑な実施

植物検疫の分野においては、WTO/SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)および国際植物防疫条約の枠組みの下で、植物検疫措置に関する国際基準の策定が急ピッチに進められている。それらの中には、病害虫危険度解析や検疫有害動植物に関するガイドラインが含まれており、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」が求められていることから、我が国としても国際ルールを尊重しつつ、我が国の考え方を主張していくこととしているところである。同時に、今後はこれらの国際基準への整合を考慮しながら、我が国の植物検疫体制の整備を図る必要がある。

また、諸外国からの輸入解禁要請が引き続き増加しており、一昨年から実施している解禁手続きの進捗状況の公表などにより、透明性の確保に努めていきたい。

このように、植物検疫の実施に当たっては、今後とも、透明性を確保しつつ、科学的根拠のある技術的な措置をもって、病害虫の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

V 農薬の安全対策の一層の推進

1 農薬安全使用対策

農薬の自然循環機能の維持増進が新たな基本法に基づく今後の農政の大きな柱の一つとして位置付けられたこともあり、従来から進めている農薬使用の安全確保に加え、より環境に配慮した防除を推進する観点から、農薬の適正使用の一層の徹底に努めるとともに、使い残しの農薬や空容器に起因する環境負荷の低減を図るため、①再生利用が容易な農薬容器の開発、②農家等で保管されている使用残農薬の適正処理技術、③水稻共同育苗施設等から生じる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開発等を推進する必要がある。

また、適正使用の推進に当たっては、農薬製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

2 内分泌かく乱物質対策

化学物質の中には内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれ、動物の生殖機能等に悪影響を与えると

疑われているものがある。このような物質は、非常に低濃度で野生生物の形態異常等を引き起こすとの報告がなされているが、その作用メカニズム等についてはまだ未解明な部分が多い。

農薬については、従来より、登録に当たって、繁殖毒性試験、催奇形性試験等生殖能力や次世代への影響に関する試験成績の提出を義務付け、それらを基に厳正な検査を行いその安全性を確認しているところである。しかしながら、化学物質の内分泌かく乱作用は新しい知見であり、農薬と内分泌かく乱作用の因果関係についても、現在のところ明確になっていないことから、農薬のより一層の安全性を確保するため、農薬の内分泌かく乱作用を引き起こす可能性の迅速かつ効率的に判別する技術を確立するとともに、水系環境中での内分泌かく乱物質の挙動を把握解析することとしている。

VI 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業においては、発生予察事業等、関係者が連携して推進しなければ実効が上らない事業が多い。近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報

を低コストで入手することが可能となっており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換およびその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と国内関係都道府県の病害虫防除関係者がこれまで以上に連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っている JPP-NET についても、ただの連絡の場ではなく、その中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなすかが今後の運用の成否の鍵となる。

農業者、都道府県、国および民間の枠、あるいは行政、研究および普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれては、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。

学 界 だ よ り

財団法人報農会（理事長：中村廣明）は、2月2日平成 12 年度農家子弟への奨学金贈呈について審査委員会を開き、提出された研究報告を審査した結果、下記の 5 名の農業大学校生に対し奨学金を贈呈することを決めた。

この奨学金は、鉢物植物保護に関心をもち、かつ農業後継者として科学的知識や技術を深めるために、県立農業大学校等に在籍して優秀な研究を行った農家子弟に対して贈られるもので、昭和 58 年度に発足して以来今回は 18 回目に当たる。受賞者は今回を含めて延べで 82 校 82 名に及んでいる。なお、奨学金は各 10 万円それぞれ

れの在籍大学校長から、賞状とともに贈呈される。

本年度の受賞者及びその調査研究課題は次のようである。

- ◎コンフューザー A によるリングの害虫抑制について
佐藤亮平氏（福島県立農業短期大学校）
- ◎物理的防除薬剤による花卉のアブラムシ類の防除
本田聖人氏（千葉県農業大学校）
- ◎植物成長調節剤（わい化剤）の施用が早出しパンジーの生育開花に及ぼす影響
堀田千次郎氏（愛知県立農業大学校）
- ◎鉢物トルコギキョウにおける各種わい化剤の効果確認
木村充雄氏（山口県立農業大学校）
- ◎改良陽熱土壌消毒による効率防除
尻枝聡史氏（宮城県立農業大学校）

次 号 予 告

次 5 月号は、「ダイズ病害虫の発生生態と防除」の特集号です。予定されている主な記事は以下のとおりです。

ダイズ病害虫抵抗性品種の育成状況と今後の展望
松永亮一

ダイズ黒根腐病の発生生態と防除
鈴木 健

ダイズ紫斑病の発生生態と防除
藤田佳克

ダイズわい化病の発生生態と防除に関する最近の研究動向
本多健一郎

ダイズうどんこ病の発生と品種抵抗性
挟間 渉

ダイズ白絹病の発生生態と防除
仲川晃生

近年のカメモシ類の発生動向と防除対策
樋口博也

ハスモンヨトウの発生と被害
菖蒲信一郎

ダイズシストセンチュウの発生生態と防除
相場 聡

ダイズの鳥類による被害の発生と防除対策
藤岡正博

定期購読者以外のお申込みは至急前金にて本会へ
定価 1 部 920 円 送料 76 円